

「核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する
日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書」について
(略称：国際原子力機関との保障措置協定追加議定書)

平成11年2月

国際原子力機関への情報提供義務及びアクセス提供義務等を定める保障措置
制度の拡大及び強化について定める。

1. 背景

- (1) 「核兵器の不拡散に関する条約」(NPT)の締約国は、核物質が核兵器等に転用されることを防止するため、国際原子力機関(IAEA)との保障措置協定に定められた措置を受諾する義務を負っており、具体的には、①核物質が所在する施設に関する設計情報の提出、②核物質に関する記録の作成、③核物質に関する報告の提出、④IAEAによる査察の受入れ等の義務を負う。

(注) 我が国は、昭和51年(1976年)NPTを批准し、翌年IAEAとの保障措置協定(「核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定」)を締結した。

- (2) IAEAは、イラク及び北朝鮮の核開発疑惑を契機として、この保障措置制度の実効性を強化し及びその効率を改善することによって核兵器の不拡散体制を強化するため、平成5年(1993年)からいわゆる「93+2計画」の検討を始め、平成9年(1997年)5月に理事会でモデル追加議定書を採択した。
- (3) これを受け、我が国は、この追加議定書に関し、平成10年(1998年)3月よりIAEAとの間で数次にわたり協議を行い、同年12月4日、ウィーンにおいて、我が方池田在ウィーン国際機関代表部大使とIAEA側エルバラダイ事務局長との間で署名を行った。

2. 締結の意義

この追加議定書は、保障措置制度の実効性を強化し及びその効率を改善するため、IAEAに提供する情報の拡充、IAEAに対する補完的なアクセスの提供等について規定するものである。我が国がこの追加議定書を締結することは、核兵器の不拡散体制の強化に関する国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3. 主たる規定

この追加議定書は、前文、本文18箇条、末文及び2の附属書から成り、主たる規定は、次のとおりである。

(1) 本文

(イ) 保障措置協定の規定は、この追加議定書の規定と両立する限度において、この追加議定書について準用する。保障措置協定の規定とこの追加議定書の規定とが抵触する場合には、この追加議定書の規定を適用する。(第1条)

(ロ) 日本国政府は、核物質を伴わない核燃料サイクル関連の研究開発活動(日本国政府の関与のあるもの)等の情報を含む報告をIAEAに行う。(第2条a)

(ハ) IAEAは、補完的なアクセスの実施に先立ち原則として24時間前までに日本国政府に対し通告を行う。(第4条b)

(ニ) 日本国政府は、IAEAに対し、原子力サイト内の場所、環境試料の採取のためにIAEAが指定する場所等への補完的なアクセスを認める。(第5条)

(2) 附属書

報告を行う必要がある活動の一覧表(附属書I)及び輸出入の報告を行う必要がある特定設備・資材の一覧表(附属書II)を定める。

4. 立法・財政措置

(1) この追加議定書の実施のため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案」が今次国会に提出されている。

(2) この追加議定書の実施のためには、新たな財政措置を必要としない。

5. 効力の発生

未発効

(注) IAEAが、日本国政府から、効力発生のための要件を満たした旨の通告を受領する日に効力発生。(第17条a)

(参考) 各国の追加議定書の署名・締結状況(平成11年2月1日現在)

追加議定書の締約国：5箇国(豪、ヴァチカン、ジョルダン、ニュー・ゼーランド、ウズベキスタン)

追加議定書の署名国：35箇国(米、加、英、仏、独、伊、中等。ただし、欧州原子力共同体(EURATOM)加盟非核兵器国については、IAEAとこれら諸国との間の一括協定)

(丁)